

日本臨床歯科学会
認定歯科技工士制度暫定規程

第1章 目的

第1条 日本臨床歯科学会（以下「本会」という）は、歯科臨床における歯科技工士の専門的知識、技術ならびに経験が備わった歯科技工士を認定するために、日本臨床歯科学会認定歯科技工士（以下、「認定技工士」という）制度（以下「本認定制度」という）を制定する。

第2条 本学会は認定歯科技工士を認定する上で必要な事業を行う。

第3条 本認定制度は、本学会定款第3条に基づき、日本における臨床歯科医学の基礎の確立と最新歯科技術の習得・研鑽、医術の向上ならびに医療人として人格形成に努力し、もって国民の健康管理に顎口腔系を通じて寄与することを目的とする。

第2章 認定技工士の認定

第4条 本認定制度のもと、認定技工士を認定し、認定証を交付する。

第3章 認定技工士申請者の資格

第5条 認定技工士の資格を申請する者は、次の条件をすべて満たし、認定委員会の審議を経て理事会で承認される。

- (1) 歯科技工士の免許証を有し、本会に継続し満3年以上の会員歴があること
- (2) 4年以上の臨床経験があること
- (3) 本会の学術大会に3回以上参加経験があること
- (4) 本会の支部長の推薦があること
- (5) 認定教育講座を1回以上受講後すること
- (6) 本会が別に定める所定の審査に合格すること。
- (7) 本会の定める申請書類に申請料を添えて、申請すること。

上記の認定技工士申請手続きは細則に定める

第4章 認定技工士委員会

第6条 認定技工士の適否を審査するため認定技工士委員会（以下「本委員会」という）を設ける。

第5章 認定技工士の登録

第7条 認定審査に合格した者は、所定の登録料を納入し、認定技工士として登録する。

第8条 登録した者には日本臨床歯科学会の認定技工士資格認定証を交付する。

第6章 資格の更新

第9条 認定技工士は5年毎に認定の更新を行わなければならない。

第10条 認定技工士の資格の更新にあたっては、認定期間である5年間に別に定める条件を満たさなければならない。

第7章 資格の喪失

第11条 認定歯科技工士は次の各項の一つでも該当するとき、本委員会の議を経てその資格を失う。

- 1 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2 歯科技工士免許を取り消されたとき。
- 3 本会会員の資格を失ったとき。
- 4 認定技工士の資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 5 理事会並びに評議員会が会員あるいは認定技工士として不適当と認めたとき。

第8章 補則

第12条 本委員会の決定に関し異議のある者は、理事長に申し立てを行うことができる。

第13条 この規則の改正については本委員会の議を経て理事会の承認を必要とする。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

暫定期間は、2025年3月31日までとする。